２中消第 305 号
２中生第 937 号
令和２年９月９日

山口県農林水産部長　殿

中国四国農政局　消費・安全部長
生　産　部　長

令和２年度トビイロウンカに対する防除等の徹底について

令和２年度における水稲のトビイロウンカの発生予報については、令和２年度病害虫発生予報第７号（令和２年９月９日付け農林水産省プレスリリース）において周知しているところですが、特に、中国・四国地方においては本虫の発生が多くなると予想されています。

ついては、貴県におかれましては、貴県内の市町村に対して、下記の留意事項を踏まえ、農業共済組合等関連機関と提携しつつ、本虫の防除等の徹底を指導するようお願いいたします。

記

１．トビイロウンカの防除について

水田の見回りの際には株元を注意深く観察し、株元にトビイロウンカの成虫または幼虫を確認した場合には、収穫までの期間を考慮の上、各県の発表する発生予察情報のほか、病害虫防除所の指導に基づいて適切に防除を実施してください。

また、薬剤散布に当たっては、本虫が生息する水稲の株元まで十分に薬剤がかかるよう散布してください。

２．水稲の早期刈取りについて

トビイロウンカによる被害によって、水田に坪枯れが確認された場合には、収穫可能な時期を見逃すことなく、可能な限り収穫を早めて、倒伏等の被害が拡大しないように努めてください。

また、その刈取りにあたっては、事前に農業共済組合に被害申告することに留意ください。